

令和3年12月14日

お客さま各位

淡陽信用組合

外国送金取次業務の取扱終了について

平素は、淡陽信用組合をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当組合では、外国送金取次業務につきまして、平成30年5月1日をもって仕向外国送金（海外へのご送金）の取扱いを終了してありますが、誠に勝手ながら被仕向外国送金（海外からのご送金の受領）についても下記の日付をもって終了させていただくことにしました。

本業務については、地域のお客様に長きにわたりご利用いただきてまいりましたが、昨今のマネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の強化が世界的に求められており、従来通りのサービスの提供が困難であると判断し、やむを得ず終了することといたしました。

お客さまには、大変ご不便をおかけすることになりますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 外国送金の種類及び取扱終了日

外国送金の種類	取扱終了日
仕向外国送金（海外へのご送金）	平成30年5月1日をもって終了済
被仕向外国送金（海外からのご送金の受領）	令和4年1月31日

2. ご留意事項

海外からのご送金を受け取られているお客さまは、受取口座の変更をお願いします。

万が一、取扱終了日以降に海外から当組の口座へご送金があった場合は、お受け取りできずに資金を送金元にお返しすることになりますのでご了承ください。

3. 本件に関するお問い合わせ先

淡陽信用組合 兵庫県洲本市栄町1丁目3番17号

企画部 電話 0799-22-5555（平日9時～17時）

以 上